

第十五号イ中「の指定」のトに「若しくは第一号通所事業の指定又はその双方の指定」を加え、「指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業」とを「指定介護予防通所介護の事業、指定通所介護の事業及び第一号通所事業」と「及び指定通所介護」を「指定通所介護の利用者の数及び第一号通所事業」に改め、同号ロの表中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)以下「指定介護予防サービス基準」と云ふ」を「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第四号)附則第四条第三項の規定による効力をおおむねの効力を有するものとする同令第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)」に改める。

第十六号ロの表中「指定介護予防サービス基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「指定介護予防サービス基準」と云ふ)」に改める。

○厚生労働省告示第八十九号

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第四一六号)及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第四一七八号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める夜勤を行なう職員の勤務条件に関する基準(平成二十二年厚生労働省告示第一一九号)の一部を次のよう改出し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣 堀崎 恒久

第三号各号別記部分及び口を削り、同号イを回転とする。 第四号中「指定地域密着型介護福祉施設サービス」を「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」と「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」に改める。 第十号中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」を「介護予防認知症対応型共同生活介護費又は介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護」に改める。

○厚生労働省告示第九十号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成二十一年厚生労働省告示第十九号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第四一七号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成十八年厚生労働省告示第六五五号)の一部を次のよう改出し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣 堀崎 恒久

第一号ロ中1)から5)まで次のものに改める。

- (1) 要介護一
一万六千一百単位
- (2) 要介護二
一万八千一百四十九単位
- (3) 要介護三
二万一千百九十二単位
- (4) 要介護四
二万四千一百五十九単位
- (5) 要介護五
二万四千一百五十九単位

同表第一を次のものに改める。

別表第一

1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費(1日につき) 82単位

注1 利用者に対して、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十一年厚生労働省令第三十七号)以下「指定居宅サービス基準」という。)第192条の3第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。が、基本サービス(指定居宅サービス基準第192条の2に規定する基本サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に算定する。

2 訪問介護

イ 身体介護を中心である場合

(1) 所要時間15分未満の場合 95単位

191単位

(2) 所要時間15分以上30分未満の場合

217単位

260単位

86単位

15分増すごとに86単位を加算した単位数

557単位

所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数

口 生活援助が中心である場合

1 所要時間15分未満の場合 48単位

2 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数

260単位

217単位

3 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 260単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数

557単位

4 所要時間1時間15分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数

口 生活援助が中心である場合

1 所要時間15分未満の場合 48単位

2 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数

260単位

217単位

3 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 260単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数

557単位

4 所要時間1時間15分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数

口 訪問入浴介護

イ 利用者に対して、指定訪問入浴介護(指定居宅サービス基準第44条に規定する指定訪問入浴介護)を行う。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費(以下「訪問入浴介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

口 訪問入浴介護費のイの注1から注8まで並びに口及びハについては、適用しない。

3 訪問入浴介護

イ 利用者に対して、指定訪問入浴介護(指定居宅サービス基準第44条に規定する指定訪問入浴介護)を行う。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費(以下「訪問入浴介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

口 訪問入浴介護費のイの注1から注8まで並びに口及びハについては、適用しない。